

堺市子ども読書活動推進計画懇話会開催要綱

平成30年6月1日制定

1 目 的

堺市子ども読書活動推進計画（平成16年策定）を改定するに当たり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市子ども読書活動推進計画懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 堺市子ども読書活動推進計画（改定版）の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども読書活動推進計画の現状、課題及び方向性に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、教育長が依頼する10人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市PTA協議会から選出された者
- (3) 本市の区域内に存する青少年育成団体から選出された者
- (4) 読書活動関係団体から選出された者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 開催期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日までの間とする。

7 庶 務

懇話会の庶務は、中央図書館総務課において行う。